

中野区教育委員会第35回協議会会議録

開催日時 平成19年10月19日(金) 開会10時00分 閉会11時20分

開催場所 中野区役所教育委員会室

出席委員	中野区教育委員会 委員長	山田 正興
	同 委員長職務代理	高木 明郎
	同 委員	大島 やよい
	同 委員	飛鳥馬 健次
	同 教育長	菅野 泰一
事務局職員	教育委員会事務局次長	竹内 沖司
	教育経営担当課長	小谷松 弘市
	教育改革担当課長	青山 敬一郎
	学校教育担当課長	寺嶋 誠一郎
	指導室長	入野 貴美子
	生涯学習担当参事	村木 誠
	中央図書館長	倉光 美穂子
書記	教育経営分野	松島 和宏
	教育経営分野	渡邊 真理子

傍聴者数 4人

議 事

(報告事項等)

○委員長、委員報告事項

- ・ 10/16 中野区医師会、子ども家庭部共催「離乳の進め方」講演会について
- ・ 10/13 東京都医師会学校医会特別支援教育に関する講演会について
- ・ 10/12 中野本郷小学校研究発表会について
- ・ 10/13 丸山塚まつりバザーについて
- ・ 10/14 江古田の森公園自然観察会について
- ・ 10/10～15 中国北京西城区訪問について

○教育長報告事項

- ・ 10 / 12 平成18年度決算の認定について
- ・ 10 / 16 ~ 17 文教委員会について
- ・ 10 / 14 中野区民謡連盟「秋季民謡民舞大会」について
- ・ 10 / 15 中野区私立幼稚園連合会「楽しい園児のつどい」について

○事務局報告事項

- 1 施設使用料の見直しについての区民意見交換会等の実施結果について
(教育経営担当)
- 2 施設使用料の見直しの考え方(案)についてのパブリック・コメント手続について
(教育経営担当)
- 3 区立桃丘小学校跡地活用基本方針(案)について(教育改革担当)

午前10時00分開会

山田委員長

おはようございます。

ただいまから、教育委員会第35回協議会を開会いたします。

本日は、竹内次長は防災まちづくり特別委員会に出席のため特別委員会が終了次第出席する予定です。

<委員長、委員報告事項>

山田委員長

それでは、委員長、委員報告からお願いいたします。

私から報告をさせていただきます。

10月16日になりますけれども、子ども家庭部の保育課と中野区医師会との共催で、中野区医師会において「離乳の進め方」という講演会が開催されました。演者は、子ども家庭相談室、母子愛育会ですから、秋篠宮妃殿下が産まれた愛育病院で勤務されておられます管理栄養士の方でございますけれども、実は十数年ぶりに「授乳と離乳の支援ガイド」というものが改訂されたそうです。それに対して、保育士さんですか栄養士さん、それからドクター、看護師などの専門職に対しての講演会でございます。

その中では、今のお母さんは非常に時間のない中、離乳食をつくるということだけでもかなりストレスを感じていらっしゃる。特に保育園に預けているお母さんなどは、離乳食をつくる時間がないとか、または、作り方がわからないとかということがあるかと思うのですけれども、講演の中では、「決して手づくりで何でもしなければいけないということではなくて、ベビーフードもうまく使いながらやられてはどうでしょうか」ということで、離乳の開始はおおむね5カ月から7カ月ぐらいが妥当ではないかと。昔は、離乳の進め方には、例えば魚は7カ月で30グラムとか、そういう細かい規定があって、その当時のお母さんたちは「私、4カ月の子どもに20グラム食べさせちゃったけど、いいでしょうか」というような問い合わせもあったということですが、これは個に応じて進めていけばいいのではないかとということでもあります。ということで、個に応じたメニューを考えて、場合によってはベビーフードなどを活用しながらということで、とにかく楽しく食事の時間をとったらいのではないかとということでもあります。

また、子どもたちが小さいころ、皆さん方もご承知だと思いますけれども、自分でつまみ食いをしますね。手で持って食べる。例えばお豆腐をとるということで、お豆腐の感触を手で感じるのだと。次に、口に入れてお豆腐を感じるということが大切であると。急にスプーンではなくて、手づかみ食べが大切ではないかとということで、これはいけないのではなくて、子どもの発育の上で大切なことだということをお母さんに認識してもらおうというような具体的なお話もありました。当日は参加者が156名ですか、たくさんのご参加をいただいて、こういった講演を拝聴してまいりました。

それから、ちょっと前後しますが、10月13日には、東京都医師会の中において学校医の研修会がございまして、テーマは特別支援教育ということでもあります。ご承知のように、今年度から特別支援教育が始まったわけですが、その特別支援教育に対しまして、行政の立場から、東京都教育庁の特別支援学校教育担当参事の方からのお話。

現在の状態がどうなのかということでございます。特別支援教育は比較的順調に経過しているということでございますが、特別支援にかかわるいわゆる軽度発達障害という子どもたちは実際にはふえてきているのであろうということが示唆されております。数字でいきますと、現在、東京都で把握している小・中学生は約78万人ということでございますけれども、この中で、特別支援に関係する子どもたち4.4%としても3万4,000人、特別支援学級に通級しているお子さんが約6,000人、また、固定級での特別支援学級に通っているお子さんは約6,500人、特別支援学校に在籍している方たちが約5,000人ということ

でございますけれども、そのほかに公立の幼稚園では約1万5,000人、公立高等学校で約13万人などという数字が上がってきております。こういう児童の方々が何らかの障害を持っているということでもあります。ということですので、そういった方々に対してケアをしていくというのが特別支援学級の一つの姿であります。

今問題になっていますのが、副籍の問題があるかと思えますけれども、副籍についてはまだ浸透されていないといえますか、まだ利用実績が4分の1程度にとどまっているということもございます、東京都では、北区、八王子市、調布市、あきる野市などの4区市を指定地域としてモデル事業を展開していくというようなお話もございました。

また、都立学校の特別支援学級の中では、特に自閉症に対応した特別支援学校の設立を目指しているというようなお話もございました。そのほかには、実際に文京区で特別支援コーディネーターとして現在取り組んでいらっしゃる方にご講演をいただきました。やはりコーディネーターの方というのは非常にお忙しいようでございますけれども、学校の校内体制は、特に小学校でかなりでき上がっているようですが、これからは縦の関係ですか、幼稚園・保育園と小学校との関係、また小学校と中学校との関係についても取り組んでいかなければいけないのだろうということで、「コーディネーターの役割というのは、いろいろ聞き上手と、いろいろなことを皆さん方をお願いできるお願い上手であればコーディネーターは務まるんじゃないですか」などというお話もあって、非常に現場の声がわかったように思っております。

そのほかには、調布市で実際に精神科校医として取り組んでいる先生のお話とかがありまして、その後、パネルディスカッション等があって、特別支援についての勉強をしてまいりました。

私からは以上であります。

高木委員

先週の教育委員会が終わった後に、中野本郷小学校の研究発表会に行ってまいりました。中野本郷小学校は、平成17年度から19年度まで「中野区特色ある学校づくり重点校」、それから、文部科学省の「理数大好きモデル地域事業推進校」ということで、理科、生活科等の授業を中心にいろいろな授業研究をやっているところでございます。中野本郷小は、2,200平方メートルの自然教材園——何かお屋敷があって、そこが移転したときに区が買い取って、そのまま日本庭園といえますか、そこを生かして、家がなくなった跡に畑をつくったりして、非常に恵まれた環境を活用して、いろいろな授業をやっているということでご

ざいます。非常におもしろかったです。

シンポジウムで、理科教育について、大妻女子大学の石井先生から最後におもしろいまとめがありました。「小学校では理科が好き、中学校に入ると理科は嫌いになっちゃう。これは『中学校の先生が悪い』というような言い方もされていますが、そうではないんだ。小学校の理科は、自然観察とか、体をどんどん動かして自然に子どもたちは楽しくなってくる。ただ、悪く言うと、そこにかまけてしまって、じっくり考えるということを小学校のうちから優先しないと、中学校に行って、『考えろ、考えろ』と言われて理科が嫌いになっちゃうので、そこをこれからは考えていく必要があるんだ」と。はっと、目からうろこが落ちるような提言でございました。

あともう一つは、「中野本郷小で自然教材園があるからこういうことができるのだとお思いになると、それは間違いです。自然教材園は、いうならば里山のようなもので、自然そのものでありません。中野本郷小の教職員や児童たちが手を入れているからこういった形で維持されているので、その努力のほうที่สำคัญなんですよ」と。これもまた、もう片方の目からうろこが落ちるような形で、今回非常に勉強になったなという思いでございました。

翌 13 日は、私の本務校の国際短期大学のボランティア活動の授業の一環としまして、丸山塚祭りの不用品バザーに学生 5 名とともに参加しました。場所は、沼袋地域センターで、ご承知のように障害者福祉会館も兼ねていますので、ハンデがある方との交流もありまして、学生はもちろん、私も非常に勉強になりました。売り上げは、アンブレラハウスのほうで 5 万円にいくかいかないかで、それは地域の方に貸し出す傘の維持費のほうに充てるということでございます。

翌 14 日は、またボランティア活動の授業の一環なのですが、別の学生 5 人と一緒に、江古田の森公園で行われた自然観察会のサポーター活動に参加しました。こちらのほうも、近隣の小学校等から親子 20 人が参加して、初秋の公園で自然観察に親しんだところでございます。

私のほうからは以上です。

飛鳥馬委員

私は前回休ませていただきましたけれども、10 日から 15 日まで中国に行かせていただきました。北京の西城区と中野区が姉妹都市を結んでおりまして毎年お互いに行き来しているということで、参加させていただいたわけです。今回、私たちは、「中国の方の庶民の健康を知る旅」というテーマがついていまして、文化交流とか歴史を理解するというので

はなくて、健康というところが目的だったのですが、特に興味があったのは、定年を迎えたような年齢の方がどんなふうに過ごしているのかなということで興味を持って行きました。

北京でのお年寄りの生活の一端しか見られませんでしたけれども、感じたことは、非常に元気であると。仲間と一緒に集団で何かやるというようなことなのですね。例えば、大きな公園がたくさんありますが、公園に行きますと、そこで 20~30 人ずつ輪になって、太極拳はもちろんですけども、ダンスをやったり、それから私たちも練習したんですけども、柔力球という、テニスとバドミントンのあいのこみたいなものがありましてラケットを持ってやるのですが、それもやっている人がたくさんいました。あとは合唱ですね。これも 20 人、30 人というグループで、こっちで歌ったり、あっちで歌ったり、物すごい大きな声で響いていました。見ると、こんな厚い歌集を持っているのです。あれをずっと歌うのだろうと思うのです。弦楽器が多いのですけれども、笛などもあります。ちゃんと伴奏をつけてみたりとか。それから、合唱をやらなくて楽器だけやっている人もいます。おじいちゃんがひょうたん型の笛みたいなもので一生懸命やっていたり。ほかに、縁台でやっているみたいなあいう将棋。ということで、非常に活気があるというのを感じました。日本と随分違うなというのが第一印象ですね。

西城区を案内してくれた方に聞いたところ、日本のことはよくわからないけれども、中国のお年寄りたちは、一つは、表に出ることが好きなのだと。春から秋までの天気の良い日にはできるだけ表にいるということですね。そして、もう一つ非常に強調していたのは、仲間とコミュニケーションをとりながら過ごすということです。ですから、2、3 人だったり、4、5 人だったり、50 人ぐらいだったり、グループの大きさは違うわけですけども、それぞれがそういうふうにグループをつくりながら自由にやっているということです。非常に生き生きとして。それも、小さな公園、大きな公園、いろいろありますが、公園によっては入場料をとるのですけれども、そういう人たちには特別便宜を図って 1 カ月の定期券を発行しているのです。ここまでは定期券だから安いですよ。その奥へ行くといういろいろ見学コースがありますので、こっちは切符を買わないと行けませんとか、そういうふうな工夫もしているのです。全体がそうだとはいえないのですけれども、そこを見て、聞いた話では、そういうことでしたね。ですから、日本のお年寄りの過ごし方とちょっと違うなど。

そして、国民性かなと思いますけれども、定年になると、特に北京とかそういう市街に

住んでいる方は余り働かない。日本ですといろいろな仕事の募集がありますがけれども、余りあくせくしないでいいのだと。あくせくしないで自分たちの時間を楽しむということに重きを置いているのです。午前中いっぱいはそのやっで遊んで、午後からは自分の用事をやったり、掃除とか、洗濯とか、家事をやるのです。そういうふうにして楽しむ。私なんか見習わないといけないのかなと思うぐらいの、明るく、元気で、楽しく過ごしているという感じ。それ以上高齢になるとどうなるのかちょっとわかりませんでしたけれども、動けるうちはそういうふうになっているということで感激しました。

あと、ほかのことでは、一応、中野区の国際交流協会と西城区との交流ですので、私たちも一応正式な訪問団で行きましたので、きちっと迎え入れてくれました。中野区は30万の人口ですがけれども、聞いたら西城区は80万だったです。夜2回交流会を持ったのですが、1回目は区役所の副区長も出席されて——副区長が6人いるそうです。そのうちの1人と、課長さんと、2人参加されていていろいろ交流しました。2回目は、今度は市民との交流会ですね。晩さん会といいたいでしょうか、これは、向こうで60人ぐらい、こちらで20人ぐらい行きましたから、80人ぐらいの大集会でした。これは、中野まつりに西城区から来て花笠踊りをやったり、向こうの中国の舞踊をやってくれたり、歌を歌ってくれたりしたグループがあるわけですが、その人たちもそっくり参加してくれて歓迎してくれました。

ちょっと長くなってしまっていて申しわけないのですが、特に西城区というのは、中国の金融街のある街なのです。銀行が軒並みあるわけですね。通りも金融街という名前がついていまして、その交流会のときには金融街の銀行協会の副会長でしたか、4人ぐらい出てくれています、一緒にお話できたのですけれども、街を挙げて私たちと交流をしてくれました。非常にいろいろな話ができ、有意義だったなど。

学校のことは、教育施設訪問団ではなかったのですが、余り聞けなかったのですが、ちょっとだけ聞いた話によると、小学校は70人学級らしいのです。多いので、経済的に豊かになると、私立志向が強くて、お金のある人はみんな私立に行きたがると言っていました。そして、余裕がなければできないと思うのですけれども、子どもの送り迎えをする。ちょうど夕方バスから見たら、お母さんとかお父さんに手を引かれた小さい子がたくさん通るのです。子どもを学校に迎えに行ったのだなど。日本と1時間の時差があるのですけれども、もう暗くなっていますから、6時でも親子で家路を急ぐ、そういう姿。朝は7時半始業というので、ちょっと時間が早いですね。日本の時間とちょっと違うと思うのですけれども。それ以上は細かいことを聞けませんでしたけれども。

いずれにしても、上海、北京、昔の長安も行ったのですけれども、本当にすごいですね。オリンピック関係のビルの工事、道路の工事、20階、30階建てのマンションが林立して、ずらっとすごいのです。すごい活気があって勢いがあるなという感じがしました。

長くなりまして済みませんでした。

大島委員

私は、前回の委員会の後、午後、高木委員とご一緒に中野本郷小学校の授業に行ってみました。さすがに理数系のモデル校ということで研究されているだけあって、授業も化学会社の方が協力して薬品とか器具とかを持ってきていただいて、実験の指導をしてくださったりということで、実験などもみんな楽しそうにやっているのを拝見してきました。もちろん、本郷小学校だけが理科とかに力を入れているということではなくて、その学校での工夫がまた中野区のほかの小学校でも何らかの形で生かされるようにできるといいなというふうに感じた次第でございます。

以上です。

<教育長報告事項>

教育長

私からは、まず、区議会関係についてご報告させていただきます。

10月12日、先週の金曜日ですけれども、本会議が開かれまして、18年度決算が認定されました。それから、10月16日、17日、今週でございますけれども、文教委員会が開かれております。そこでは、今回、付託議案とか陳情とかはないもので、報告事項だけですが、幾つか報告いたしましたので、ご報告させていただきます。

まず1点目ですけれども、特別区長会が20年度、国及び都に予算要望しております。その中身ですけれども、教育関係でいきますと、学校教育の充実というのを国に対して要望いたしました。内容は、区立学校教職員の人事権を特別区に移譲することということでございます。これは以前から要望しております事項でございます。

それから、2点目の報告事項ですが、区有施設耐震改修計画案ということで、これにつきまして施設利用者等に説明をしたわけですが、その説明状況につきまして報告をいたしました。具体的には、私ども教育委員会といたしましても、8月に小学校PTA連合会、中学校PTA連合会などに説明を行っております。この内容につきましては以前に報告しておりますけれども、今後のスケジュールは、実際に19、20だけではなく、その

後の計画も含めまして、今後耐震改修を全施設でどう行っていくかというような改修計画につきましましてはことしの11月ごろにまとめたいということで、それがまとまりましたらまたご報告させていただきたいと思っております。

それから、3番目が、施設使用料の見直しの区民意見交換会等の実施結果、4番目が施設使用料の見直しのパブリック・コメント手続についてということなのですが、これにつきましては、きょうの報告事項に入っておりますので、後ほど報告させていただきます。

それから、5番目が区立桃丘小学校跡地活用方針(案)ということでしたが、これもきょうの報告事項に入れてございますので、後ほど報告させていただきます。

それから、6番目が19年度の夏季学園実施状況、7番目が区立小・中学校教員に係る新たな職の設置について、8番目が仲町小学校跡施設の活用整備に係る地域スポーツクラブについて、9番目が鷺宮体育館吊り天井工事等に伴う施設の一部利用中止について、ということで報告させていただいておりますけれども、これは当教育委員会には既に報告済みのことでございます。

それから、10月14日ですけれども、中野区民の民謡民舞大会というのがありました。これは民謡連盟の主催ものでございますけれども、これに行ってみまして、ごあいさつをしてみりました。

それから、翌15日ですけれども、私立幼稚園園児の集いというのがありまして、それは、なかのZEROの大ホールで「ピーターパン2」という人形劇をやっておりましたが、それにつきましても行ってごあいさつをし、これはちょっと見てまいりました。人形劇は、1時間ぐらいしか見られませんでしたけれども、なかなか夢があっておもしろい人形劇だと思います。

以上でございます。

<事務局報告事項>

山田委員長

続きまして、事務局からの報告に移ります。

「施設使用料の見直しについての区民意見交換会等の実施結果について」と次の「施設使用料の見直しの考え方(案)についてのパブリック・コメント手続について」は、関連する報告事項ですので、あわせて報告をお願いいたします。

教育経営担当課長

それでは、2件続けてご報告をさせていただきたいと思います。

まず最初に、「施設使用料の見直しについての区民意見交換会等の実施結果について」というものでございます。この施設使用料の見直しにつきましては、先月の当委員会におきましてその案をご報告させていただきましたが、その内容に基づきまして区民の方々の意見交換会が実施されてございます。実施結果につきましてはお手元の資料のとおりでございますが、区民全体に向けては、9月26日、区役所で意見交換会が開催されました。当日は38名の参加者がございました。そのほか、各部で施設の利用団体等を対象といたしました意見交換会を開催してございます。9月21日から10月11日まで、こちらの表のとおり、延べ15回の意見交換会を開催して、全体で123名の参加がございました。このうち教育委員会事務局といたしましては、区役所で2回、これは体育協会と体育団体を対象としたものでございます。それからまた、地域生涯学習館で各運営委員会を対象に4回、計6回の意見交換会を実施してございます。

これら各意見交換会で出された意見、内容につきましては、主なものを次の2ページから4ページにまとめてございます。それぞれ項目別に整理してございますので、ざっと概要をご説明申し上げたいと思います。

まず2ページでございます。主な意見、質問でございますけれども、使用料の算定方式に関することでは、人件費に退職手当引当金の繰り入れを算入することについて、また、使用料を積算する際に、その使用率、稼働率を勘案しているのかといったようなご質問等がございました。これにつきましては、退職手当引当金の繰入額については、発生主義会計の考え方で費用としてとらえていく必要があるということ。また、集会室の使用料の算出につきましては、施設の稼働率を100%で収入があったということで計算しているというような形で回答してございます。また、個別の施設に関連したものにつきましては、学校体育館、生涯学習館、また鷺宮体育館等のプールの料金等につきましても幾つかご質問がございました。

それから、3ページでございます。こちらでは、スポーツ施設などの利用者負担割合がなぜ7割なのかという質問がございました。これにつきましては、個人による選択制が高く、利用者の便益に資する施設コストは、利用者が負担することを基本と考えているが、スポーツ振興の観点などからも勘案して3割を公費で負担することとしたというような回答をしてございます。

また、ほかに職員人件費や減価償却費をコストに入れることはやむを得ない、あるいは

理屈が通れば使用料が上がってもやむを得ない、団体利用の場合、区が示している案で改定しても1人当たりの負担はそれほどふえないのではないかといったような意見もございました。また、引き上げ率の上限1.5倍より下げること検討してほしいというご要望もございました。それから、減額・免除に関する件につきましては、個人に対しての減額・免除制度は現在どのようなものであるのか、また、現在、減額・免除となっている団体はすべて助成金を受けられるのかといったような質問がございました。これらにつきましては、個人に対する減額・免除は、障害者や生活保護受給者などに対する減額・免除の仕組みがあること、個人に対する減額・免除制度は残すこと、助成については今までと同じように考えているという回答をしてございます。ただし、申請された活動と異なる活動を行った場合につきましては助成の対象とはならないと考えているということで回答してございます。

それから、4ページにつきましては、文化・スポーツ活動が助成の対象となるかなどの具体的な活動を挙げての助成の対象に係る質問がございました。これにつきましては、広域的活動を行う場合は助成の対象となるということで回答してございます。

また、ほかに、申請の窓口がどこになるのか、手続が煩雑にならないようにといった意見もございました。これにつきましては、具体的な手続については現在検討中であること、手続は利用者の負担とならないように簡便な方法を考えているというような形で回答してございます。

大変雑駁でございますが、区民との意見交換会の実施結果については以上でございます。

続きまして、もう1枚の資料でございますが、「施設使用料の見直しの考え方(案)についてのパブリック・コメント手続について」ご報告をさせていただきます。

今回実施を予定しておりますパブリック・コメント手続でございますが、案件といたしましては、「施設使用料の見直しの考え方(案)」、それから、このパブリック・コメントの意見募集期間といたしましては、10月19日から11月8日までを予定してございます。このパブリック・コメントに示します資料につきましては、この「考え方(案)」の本文のほかに、資料ということで3点ほど添付をして、あわせて区民の方々にお示しを予定しているところでございます。

それでは、このパブリック・コメントの案につきまして次の2ページ以降を見てまいりたいと思います。

「施設使用料の見直しの考え方(案)」でございます。これにつきましては、前回ご報告

をさせていただいたものと基本的には同様でございます。幾つか変わっている点もございますので、その部分を中心にお話し申し上げたいと思います。

まず2ページ、1「施設使用料の見直しの考え方の3つの柱」ということで、これも前回ご説明申し上げましたが、今回の施設使用料の見直しに当たりましては、この三つの考え方を基本といたしてございます。今回のパブリック・コメント案につきましてのこの三つの基本的な考え方には変更はございません。ただ、幾つか追加している記載もございますので、その部分につきましてちょっとご説明申し上げます。

3ページの3「急激な負担増の緩和」というところがございます。ちょっと読み上げてみたいと思います。

「引き上げ率の上限は、現行施設使用料の1.5倍とし、利用者負担増を緩和することとする。なお、今後、施設使用料は3年ごとに見直すこととする」と。ここまでは前回と同様でございます。次のところが今回新たに加わってございます。「ただし、施設の維持管理等にかかる費用が低減し、想定使用料が現行使用料よりも1割以上下がった場合には、改定年度を待たずに当該施設の使用料の見直しを行うこととする」ということになってございます。

ちょっと補足してご説明申し上げますと、上に書かれているとおり、基本的には施設使用料は3年ごとに見直しを図るのです。ただ、それ以前にいろいろ経営努力等々によりまして、例えば経営の方法を変える、大幅に委託をすとか、あるいは、光熱水費とかいろいろな諸雑費の経費を節減した、それからまた、事務改善等によりまして人件費等が大幅に縮減されたといったような経営努力の結果があらわれて原価が下がった。そういったしますと、想定される使用料というものは当然下がるわけでございますが、それが現行の使用料よりも1割以上下がると想定される場合につきましては、次の3年後の改定を待たずに、1年目、あるいは2年目であっても、値下げについては先行して実施をするということをここで追加してございます。

次に、4ページでございます。5「使用料の助成制度の仕組みについて」ということで、これは前回ご報告申し上げましたときには、この制度構築の趣旨と概要だけの記載でございましたが、今回新たに助成制度の仕組みとして、対象といたします公益活動の内容、内訳、それから助成率、キャンセル料につきましても今回新たに書き込みがされてございます。まず、このうち、助成の対象とする公益活動ということで、この①から③までのすべての要件に合致する活動ということ、これは前回と同様でございますが、このうち①の「非

営利の活動で、広く区民の利益になる次のいずれかに該当する活動であること」ということで、具体的にその内容が示されてございます。「地域自治に関する活動」、それから「子どもの健全育成に関する活動」「地域保健福祉に関する活動」「快適な地域環境の保全に関する活動」ということで、この最初の四つは、地域センター条例に規定されているいわゆる公益活動ということでの内容でございます。さらにそれに加えて、「児童等の団体の青少年に関する活動」、それから「高齢者団体の地域の交流の促進や健康づくりに関する活動」、そして「公益性の高い文化・スポーツ活動」ということで、これにつきましては、ア・イと内容的に二つに分けてございます。

まず、アといたしましては、「区内の社会教育団体が広く区民を対象に行う文化活動又はスポーツ活動」、それから「区内の公益法人または公共的団体が行う活動で、区が認める文化活動又はスポーツ活動」といったような内容について具体的に明示がされてございます。

それから、(2)助成率でございます。これも今回新たに明示してございます。まず、全額助成でございますが、これにつきましては、上に示されてございます具体的な公益活動のうち、「地域自治」「子どもの健全育成」「地域保健福祉」「快適な地域環境の保全」「青少年」「地域の交流の促進や健康づくり」、これらに関する活動については全額助成といたします。

それから、5割助成と3割助成でございます。先ほど二つに分けると申しました「公益性が高い文化・スポーツ活動」のうち、アに相当する部分につきましてはこれを5割助成、イの内容に相当するものにつきましては3割助成とするということとしてございます。

それから、今回またキャンセル料につきましても新たに書き出しをしてございます。キャンセル料につきましては、既納の使用料——これは助成金相当額を除いて相殺して実際に区民の方が窓口でお支払いになった額ということでございますが、それを上限とする旨の規定を置きまして、所定の還付の率を掛けて、キャンセルがあった場合については返還するというのを新たに書き出しをしてございます。

それから、5ページでございます。別紙1ということで、施設の性質別負担割合が表になってございます。これは前回と同様の表でございますが、ただ、左のところに、Aに区分するものとしては無料、それ以外のBからDに区分されるものについては有料ということでわかりやすく表示をしてございます。それから、下の※印二つも今回新たに書き込みをしてございます。有料のうち、B、C、Dについては、施設使用料の助成の対象施設であること。それから、助成の対象となる活動は、現在の減額・免除の対象となる活動内容

と同じであるということについて書き込みをしております。

それから、6ページから8ページが「資料1」ということで「施設使用料改定額の資産」。これにつきましても、前回、個々の施設についての試算額の結果を示してございましたが、今回、この中で一部変更がございます。まず、6ページのA「引き下げとなる施設」のところでございますが、そのうちの「スポーツ施設」でございます。鷺宮体育館のプール、それから二中、九中の温水プールでございますが、今回、各施設の使用料積算のチェックを行いまして、その結果、一部改定予定額のところが変わっております。前は鷺宮体育館のプール、ここの部分は据え置き、あるいは少し値上げになった部分もございましたが、いずれも今回の試算の結果で引き下げというような数値となっております。

それから、7ページのところで、同じく、鷺宮体育館、それから二中温水プールのところでございますが、鷺宮体育館のプールの個人利用のところ、それから九中の個人利用のところでございますが、こちらのほうは、試算の結果、前回よりも改定の予定額が少し下がっております。

それ以外は前回お示しした部分と同じものでございます。

それから、9ページのところで、「資料2」ということで、こちらのほうは助成制度についてわかりやすく記載したものでございます。大変複雑な制度となっておりますこの助成制度につきまして、できるだけ区民の方々にわかりやすいような形でこちらのほうを添付しております。1「制度構築の趣旨」ということでは、「公益活動支援の明確化」「公金支出の明確化」「簡便な仕組みによる助成」ということで、それぞれ具体的に記載しております。

2「助成の対象となる活動」は、先ほどお話し申し上げました内容につきましての記載でございます。

それから、10ページの「助成率」も、先ほどご説明したとおりでございます。

それから、4「助成の仕組み」ということで、実際施設の利用の申請から助成金交付までの一連の手続と申しますか、その流れを図示しております。

最後、11ページでございますが、資料3ということで、今後のスケジュールを記載しております。冒頭に申し上げましたとおり、10月19日から11月8日まで、施設使用料の見直しの考え方につきましてのパブリック・コメントを実施いたします。その後、このパブリック・コメント手続の結果を踏まえまして、11月下旬に区議会の次の第4回定例会になりますが、そこで施設使用料の条例改正案を提案する予定でございます。これが議決

された場合がございますが、その実施につきましては、一定の周知期間を置きまして来年の7月から改定、条例の施行を予定しているというものでございます。

ご説明につきましては以上でございます。

山田委員長

ご質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。

大島委員

6 ページですか、利用料の試算についての表がありまして、例えば一番上のところが引き下げになる施設というのがあるわけですけれども、原価についての考え方はこの前にもご説明いただいたので、そのときにもう既に説明を受けていたのに、私が忘れてしまったのかどうかちょっとよくわからないのですが、例えば一番上のところなどは、試算額が2,585円と出ていて、現行料金よりも大分高い金額のようなのですが、それでまた改定して下げるといふ、この見方といいますか、試算額の考え方をもう1回説明していただけますか。

教育経営担当課長

一番右側に「試算額（原価）」とありますが、これは前の3 ページのところに「使用料の原価に算入する経費」の一覧が出てございますが、これらにかかった人件費、減価償却費、その他維持管理等に要する経費、これらを積み上げた額でございます。あとは、利用可能時間、あるいは面積等によって案分して、これに相当する、例えばここですと勤労福祉会館の大会議室の午前の部ということでございますが、具体的にこのお部屋のこの時間帯に相当する原価、コストが2,585円と。その次に、改定予定額が1,300円となっておりますが、これは左側でございます利用者負担割合ということで、これは前の5 ページにございますが、「施設の性質別負担割合」ということで、施設の性質によりまして、利用者に負担いただくものと区が税で負担をすべき割合ということで、ここは集会室の区分ということで、この表で申しますとBになります。したがって、利用者の方には50%の負担をお願いするということですので、原価に0.5を掛けますと、100円未満につきましては四捨五入してございますので1,300円。その結果、現行料金が1,500円でございますので、200円の引き下げというようになります。

山田委員長

私のほうからもよろしいでしょうか。

いわゆる非営利の団体ということについて、どのような団体、どのような規定があるのかを教えていただきたいと思っております。

教育経営担当課長

要するに、営利活動をしない、公共の施設を使って何らかの利益を生むような、そういったものはしないということで、明確に個別の活動を例示しているものはございませんが、営業といいますか、営利を目的とした活動は、その貸し出しの施設の中で行ってはいけないという形での一般的な規定でございます。

山田委員長

団体といいますと、2名以上でいいのでしょうか。それから、非営利についてはどこでだれが判断するのでしょうか。

教育経営担当課長

基本的には複数ということですので、2名以上ということになります。

それから、判断ということですが、これは、その施設を借りるときに具体的に「どういう目的で」という申請をしていただきますので、その内容によりまして判断をするということになります。

山田委員長

申請は1回しておけば、どこの施設を使う場合にもそれは可能なのでしょうか。

教育経営担当課長

1回ごとにどういう目的で使うかということ申請の段階でやっていただきますので、同一の団体が使うという場合でありましても、当然、今のシステムでいいますと、施設を使うときには施設ごとに事前に登録していただくわけですが、ただ、その登録した団体が個々の施設を使うときには改めて使うごとにその利用の内容についての申請をその利用申請の際にさせていただくということになります。

山田委員長

もう1点。

1回ごとに申請するということでございますけれども、例えばZEROの小ホールとか大ホールはかなり予約がいっぱいになることもあるのですが、何カ月前からという規定はそのおのおのの施設で定められるということでしょうか。

教育経営担当課長

そうでございます。それぞれ個々の施設によりまして利用できる前の予約の期間が異なっております。1カ月前、2カ月前、あるいはもっと先々から予約できるというような施設もございますので、申し込みできるところで利用目的を申請していただいて申し込みを

していただくということになります。

山田委員長

最後にもう1点ですけれども、区内の学校の体育館はスポーツ施設としての提示が5ページ目にあります。体育館を体育使用ではなくて使う場合もあるかと思うのですけれども、そういった場合はどのように考えたらいいのでしょうか。

学校教育担当課長

通常、スポーツ使用ということで、たまたまスポーツ使用ではなくても、使用料の考え方は同じです。

山田委員長

ということは、これもスポーツ施設の考え方で、利用料は70%ということですか。

学校教育担当課長

さようでございます。

山田委員長

ということは、体育館を利用して映画会などをやろうとしても負担は70%と。といいますのは、ちょっと考えられるのは、今後、学校再編が進んでいきますと、おのおのの学校の同窓会をやろうと思ったときに、母校がないわけですね。そういったときには、学校の施設として大きなところを借りたいという要望が出てくると思うのです。それは、利用者が70%負担するというふうに決めてしまっていると、スポーツの使用ではないのにということが出てくるのではないかなど。現に、体育館を利用して映画会をやっているところもあるかと思うのですけれども、その点についてはどのように考えたらよろしいでしょうか。

教育長

5ページですか、この利用割合ですけれども、これはあくまでも施設ごとに、どういう目的で使おうと、このような施設については5割である、7割であるというようなことを決めておりますので、例えば、それこそ集会室を使って卓球をすることもあるわけですね。そういうことであるのですけれども、一応施設ごとに、この施設については利用者が5割、税が5割、あるいは利用者が7割、税が3割というような形で決めておりますので、それは体育館で何かをやってもやはり7割と。

山田委員長

要は、設立の趣旨に基づいたところで勘案するということですね。

教育長

はい、そうです。

高木委員

私ども教育委員は前回も説明を受けていますし、区全体として、施設利用料の算定を統一して、複式簿記の原則で、減価償却費ですとか退職給与引当金繰入額とか、当然、経費として算入すべきものは算入するというルールはよくわかるのですが、これをパブリック・コメントで出していくとなると、正直申し上げて、区民の方にちょっとわかりにくいですね。非常に難しいので、区役所の中や委員会等で検討する資料としてはすごくいいと思うのですね。微に細に入っています。ただ、これをばんと出されてもわからない。正直にいうと。どういうふうにやるかという、例えば自然観察会で江古田の森の学習室を森の学級の方は使ったのですけれども、どうなっているのだろうと。現行料金 400 円、改定額 500 円、高くなったと。多分こういう理解しかできないと思います。パブリック・コメントというのは、多分区民の方にいろいろ理解していただくとともに、意見があれば吸い上げることですので、今後の資料の作り方はもうちょっと区民目線でやっていただけないかなと思います。

ちょっと質問なのですが、区民意見交換会のほうの資料の 2 ページのところ、「地域センターの集会室の抽選の際の人員配置や抽選方法には疑問がある」という意見・質問が出ていると思うのです。これに対する回答が「電算処理による方法」というような回答になっているのですが、本来の報告の趣旨とは違うと思うのですけれども、私がこの質問を見た感触としては、何かちょっと不正とまでは言いませんけれども、「余り公平ではないような抽選なのではないですか」という質問かなというふうにちょっと感じたのです。実際、「各委員会ごと」とあるのですけれども、これは具体的にどういうふうに各委員会が設置されて抽選されているのかをちょっと説明いただければなと思うのです。

教育経営担当課長

地域センターの場合、15カ所ございますが、私も地域センターを離れて長くなったので、わかっている範囲ということでお許しいただきたいと思いますが、基本的には、地域センターの場合、地域の住民の方々にお集まりいただいて、その地域センターの運営委員会というのを組織していると思います。そこでできるだけ地域の実情等々を反映するような形で、利用、あるいは抽選方法といったように決めていると思います。ですから、恐らく地域センター15カ所全部同一の形で申し込み、あるいは抽選方法を決めているということではないと思います。その中で、若干何らかの形で、地域の方々の合意の中で、いろ

いろな抽選に当たっての考慮事項といたしますか、そういったものもあるのではないかと
いうふうには推測しておりますけれども、その中で、利用する方にとって、それが自分
にとって有利なのか不利なのか、恐らくそういう判断なのかなというふうには推測いたしま
す。ただ、現行、詳細のシステムがどうなのかというのはちょっと不明でございますが、
私が以前地域センターに勤務していたときにはそういったような実情がございました。

高木委員

この部分は、施設使用料という本来のものとちょっと離れているとは思うのですけれど
も、やはりこういった形で区民の方との意見交換で出てきた意見ですので、ちょっとご留
意いただくといいかなと思います。

大島委員

ちょっと1点いいですか。

私たちが今見せていただいているような案の内容についてというのは、区民の方はどう
いう形で知ることができるのでしょうか。

教育経営担当課長

このパブリック・コメント案につきましては、区報に掲載、それからホームページに掲
載、そのほか、地域センターとか、そういった区の施設に実際これを置いて閲覧できるよ
うな形をとります。パブリック・コメントの手續の期間中、おおむね3週間の間に、ご意
見があれば、お手紙なりメールなりでお寄せいただくというようなこととなります。

飛鳥馬委員

このパブリック・コメント、区民の方の意見とか、区の回答とか書いてある2ページの
「その他」のところですね。使用料の見直しでどのくらいの増減があるのかということに
対して、区としては4,000万程度の増というふうに考えていると書いてありますが、どの
部分で多くなって、どの部分では多くないとかというのは、おおよその見当はつくのです
か。 もう一つは、3年に1回見直す予定とありましたね。建物等の減価償却は、この前
もお聞きしたと思うのですけれども、減っていくと思うのですが、管理上の光熱水料みた
いなものは変動があると思いますので、その辺のところは3年に1回で大丈夫なのかとい
うようなことですね。

教育経営担当課長

この4,000万円の内訳でございますが、これは6ページから8ページにつけてございま
す試算結果でございますね。これをトータルいたしまして、それで現在の使用状況と同じ

という仮定を置いて計算した結果だと思います。この施設によりましては、引き下げとなる施設もございますし、一方、据え置きといいますか、あるいは現行額と同額、それから若干値上げになる——上限が1.5倍でとまっておりますけれども、ございます。これらをトータルして現行の使用の状況と同じというふうに、値上げ、あるいは引き下げになっても今の利用率と同じという仮定のもとに計算した結果でございます。したがって、施設によりましては引き下げになるところもございますので、当然こちらのほうは収入減と。逆に、引き上げになる部分については収入増と。その差し引きでやって、全体として4,000万円ということだと思います。これにつきましては、区長部局のほうの担当のほうで試算をした結果という内容でございます。

それから、3年ごとに見直しを図るということで、これまでもこの使用料につきましては区の方針としては3年ごとに見直すということできたのですが、今回は前回の改定から6年ですか、かなり過ぎてございまして、一応の目安は持っていたのですが、今回の改定に当たりまして抜本的な見直しを使用料の改定に行っております。今後はこれを着実に3年ごとにやるということで、はっきりと区民の方々にお示しをしているということになります。その間、いろいろなコストの上限といいますか、増減というのは出てまいります。ただ、その場合、最初にご説明申し上げましたとおり、今回の案の中でいろいろ経営努力等々によりましてコストが縮減された場合、計算した結果、それが現行使用料よりも1割以上値下げになるだろうといったような施設が出てきた場合についてはすぐに対応する。

1年であろうが、2年であろうが、3年を待たずと。ただ、それ以外のものについては原則として3年ごとに前年度の決算数値をベースとして試算して、翌年度以降、向こう3カ年の使用料を算定するという形で、それを毎回3年ごとに繰り返していくということになります。

山田委員長

6年ぶりの大きな抜本的な改正だと思いますので、その趣旨は理にかなったものと私は思うのですけれども、先ほどお尋ねしましたように、多くの団体にはご説明をされているのでおわかりになるかと思っておりますけれども、新たに区施設を利用したいと思った方たちが利用しやすいようなこと。先ほど僕が質問したのは、例えばなかのZEROホールなどは、前、私、13カ月前に登録ということで、一生懸命登録してカードを入れましたら、もう13カ月前でも土・日は全部埋まっていたとかということが実際に起きているのですね。そうしますと、みんなで集まって何かやろうかと思ったときに、1年以上先でないのとれな

いというような事態が現場で起きているような気がするのです。それは区民のニーズにはこたえていないのではないかなと思うので、その辺はちょっと心配をしています。ですから、団体の事前登録があつて、それから今度申請とかとありますけれども、申請したときには、自分のやりたいときにはとれないということもまれにあるところがあるということは実感していますので、その辺はぜひいろいろな意見を取り入れていただいて、弾力的に運営していただきたいと僕は希望しています。パブリック・コメントの後でまた正式なものではでき上がってくると思いますので、それに期待したいと思っています。

では、よろしいでしょうか。

では、次に、「区立桃丘小学校跡地活用基本方針（案）について」のご報告をお願いいたします。

教育改革担当課長

それでは、「区立桃丘小学校跡地活用基本方針（案）について」、ご説明いたします。

まず最初に、お配りした資料の趣旨につきまして口頭でご説明させていただきます。

この基本方針（案）でございますが、桃丘小学校跡地活用の区における担当でございます経営室特命担当におきまして、区の関係部署と調整の上策定したものでございます。内容につきましては、主に桃花小学校開校に伴って閉校いたします桃丘小学校の閉校後、平成 20 年度から 22 年度までの間の暫定利用に関するものでございます。暫定利用終了後の活用計画につきましては、経営室特命担当におきまして、平成 20 年 4 月を目途に（案）を策定する予定となっております。

今回の基本方針（案）の中で、教育委員会に関する部分でございますが、桃花小学校体育館完成までの体育館の代替利用と地域開放及び桃花小学校の体育館とあわせて改修いたします難聴・言語障害の特別支援学級の仮施設についてでございます。

それでは、今申し上げたことと多少重複することもございますが、資料に沿ってご説明させていただきます。

まず最初のページの 1 「はじめに」というところでございます。平成 17 年 10 月に策定されました「中野区立小中学校再編計画」に基づきまして、区立桃丘小学校は区立桃園第三小学校、区立仲町小学校と統合し、統合新校として桃花小学校が平成 20 年 4 月 1 日に開校されることに伴いまして、同年 3 月 31 日をもって閉校されることになっております。閉校後の桃丘小学校につきましては、平成 18 年 1 月に策定されました「新しい中野をつくる 10 か年計画」に基づきまして、文化・芸術活動を支援する施設を整備し、あわせて

産業・企業関係等の事務所を併設するということになっております。

一方で、「中野駅周辺地区まちづくりのグランドデザイン」におきましては、桃丘小学校の周辺地域を文化・芸術活動を通じて都市型産業の育成を支援するエリアとすることを想定しておりまして、本施設はその将来像に向けて整備することとなっております。

次に、2「桃丘小学校の概要」につきましましては、以下に記載のとおりでございます。

続きまして、裏面をごらんください。3「閉校後の桃丘小学校活用の基本的方針」でございますが、これにつきましましては、先ほど申し上げましたように、閉校後の時期に応じて以下の(1)、(2)のように2段階に分けてございます。

まず、(1)「閉校後の校舎の暫定利用」でございます。平成20年4月から平成23年3月までの3カ年については、閉校後の桃丘小学校に桃が丘保育園と桃が丘学童クラブの仮施設を開設いたします。また、桃花小学校体育館の建てかえに伴いまして、体育館及びあわせて改修いたします特別支援学級の施設の代替としても暫定利用いたします。なお、桃花小学校の体育館竣工までの間は、桃丘小学校の体育館につきましましては安全措置を実施し、暫定開放することといたします。

次に、(2)「暫定利用終了後の校舎、跡地の利用」についてでございます。平成23年4月以降の桃丘小学校の校舎、跡地につきましましては、「新しい中野をつくる10か年計画」で示された文化・芸術活動や都市型産業の育成を支援するための施設として用途転換し、施設整備の上活用するということになっております。

次に、4「今後のスケジュール」でございます。平成19年10月のこの基本方針（案）の議会説明というのは今回の議会で関係委員会に説明しているところでございます。それから、11月以降、この基本方針（案）を地域ですとか利用関係者等に説明をしていくということになっております。それから、平成20年4月から5月にかけて桃が丘保育園と学童クラブ及び特別支援学級の仮施設の整備工事、それから体育館の安全対策措置を行います。同じく、平成20年4月でございますが、先ほど申し上げました平成23年度以降の活用、暫定利用終了後の活用についてということで、桃丘小学校跡地活用基本計画（案）の策定ということになっております。同年6月に桃丘小学校跡地活用基本計画の決定という予定になっております。

私からのご説明は以上でございます。

山田委員長

ご質問がありましたら、お願いいたします。

教えていただきたいのですけれども、学童クラブの件ですが、今、仲町小、桃丘小、桃三小はおのおの学童クラブを持っていたかと思えますけれども、それについて新入生の場合はこの学童クラブでしょうか。また、既存の学童クラブを利用しているお子さんたちについてはどのような配慮をされるのでしょうか。

教育改革担当課長

現在の予定でございますが、まず、仲町小の学童クラブにつきましては、現在のものをそのまま利用してまいりますので、現在の仲町小学校の学区域の学童クラブはそのままという形になります。

それから、桃園第三小学校と桃丘小学校の学区域につきましては、将来的には桃花小学校の体育館の中に学童クラブができますので、そちらに入ることになりますが、それができるまでの間につきましては、桃丘小学校につきましては、先ほどご説明しましたとおり、桃丘小学校の中に仮施設をつくって行く。それから、桃園第三小学校につきましては、現在利用しております橋場児童館にあります学童クラブで活動する、そういうことになっております。

山田委員長

仲町小の学童クラブがそのままということは、今の桃三小の跡にできる桃花小の子どもたちが仲町小の学童クラブに戻るといえることですか。あそこはかなり距離があると僕は思うのですけれども。

教育改革担当課長

詳細は子ども家庭部のほうなのであれなのですけれども、当該校の児童館と一緒につくっている学童クラブにつきましては、ほかの学校の子どもたちも入ってくることが可能だと思いますので、基本的には桃が丘の学童クラブについては保育園と一緒にあって、あそこはもう何しろ建てかえますので、それはそれで取り壊してしまうので桃丘小に移るといって、ほかのものについてはまずは桃花小学校の中に学童クラブができるまではそのままであるということだというふうに私どもとしては理解しています。

山田委員長

3年間は、桃が丘保育園・学童クラブなど、あと特別支援学級として桃丘小学校の跡地を利用することになりますが、セキュリティについては今の現状のままで特別に問題ないだろうというふうなことでよろしいでしょうか。

教育改革担当課長

先ほど申し上げました保育園と学童クラブ、それから特別支援学級についてでございますが、それぞれに別の出入口を設けまして、お互いに行き来ができないような形にして、管理を別個に、それぞれの所管部門が責任を持って行うという形になっております。

山田委員長

あともう1点ですけれども、桃花小の子どもたちが体育館を利用することになるかと思いますが、そのときの子どもたちの安全管理ですね。何か事故があった場合に当該の養護の教員は桃花小学校にいるわけですから、その辺のところはちょっと配慮されたほうがいいのかなど。体育館での指導上の事故があった場合に、速やかに何か配慮できるような体制を整えたほうがよろしいのではないかなど、学校医の立場から僕はそう思います。

そのほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。

高木委員

私もセキュリティという点で非常に関心があります。ここから見えるわけですけれども、かなり空き教室が多くなります。そこら辺で、使うところが保育園、学童クラブとあと特別支援学級ということなので、委員長がおっしゃった後であれですけれども、今、時間を過ぎると入れないようになつたりしますので、そこら辺は不審者が入らないようにぜひお気をつけいただきたいと思います。ここはここだけの利用になりますので、一般開放というか、フリーの方というか、それはこの3年間の暫定利用については想定していませんよ。

教育改革担当課長

校庭については一般開放は予定しておりません。あと、学校の校舎自体につきまして。体育館のみ一般開放も予定しております。

飛鳥馬委員

給食調理室などの利用はしなくて済む、ないということですか。

教育改革担当課長

特別支援学級から通級される児童の皆さんですが、本来在籍している学校で給食を食べるということですので、仮施設のほうでは特に給食を提供するという必要はございません。

山田委員長

ほかにご質問ございますか。

そのほかにも事務局からの報告事項はございますか。

以上で、本日本日予定いたしました議事は終了いたしました。

ここで傍聴の皆様にお知らせをいたします。来週 10 月 26 日の教育委員会は、場所を変更して沼袋地域センターで地域での教育委員会を開会いたしますので、お間違えないようお願いいたします。開会時刻はいつものとおり 10 時からを予定しております。

これをもちまして、教育委員会第 35 回協議会を閉じます。

午前 11 時 20 分閉会